

副 本

平成 29 年（ネ）第 373 号 原状回復等請求控訴事件

直送済

1 審原告 中島孝 外

1 審被告 東京電力ホールディングス株式会社 外 1 名

1 審被告東京電力準備書面（4）
(旧一時避難要請区域の 1 審原告らの精神的損害について)

平成 30 年 11 月 30 日

仙台高等裁判所 第 3 民事部 御中

1 審被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁護士

同

同

同

同

同

同

目 次

第1	はじめに	4
第2	旧一時避難要請区域の住民に係る被侵害利益	5
1	旧一時避難要請区域における要請の内容、対象範囲及び対象期間について	5
2	被侵害利益の内容	5
第3	旧一時避難要請区域の住民に係る精神的損害の賠償対象期間及び慰謝料額を 検討する上で基礎となる事情について	6
1	南相馬市の要請に基づく生活の平穏への侵襲の程度 — 強制的な避難指示 の対象となった住民との比較 —	6
(1)	避難を強制されたものではないこと	7
(2)	本件原発からの距離が半径30キロメートル圏外の区域であること ..	7
(3)	南相馬市による要請の対象期間は約40日であり、本件事故発生当初の 時期に限られたものであったこと	7
(4)	小括	8
2	南相馬市の任意の避難要請が終了した平成23年4月22日以降における旧 一時避難要請区域の状況について	9
(1)	空間放射線量の状況	9
(2)	社会的活動の状況	10
(3)	新聞報道による情報提供の状況	13
(4)	健康調査の結果	15
第4	旧一時避難要請区域の住民に係る精神的損害の賠償対象期間及び慰謝料額	16
1	中間指針の考え方	16
(1)	慰謝料額	16
(2)	賠償終期	16
2	1審被告東京電力の賠償の考え方	17
3	賠償対象期間の検討	17

4 慰謝料額の検討	19
(1) 1人当たり70万円を超えるものではないこと	19
(2) 参考となる裁判例	20
第5 結語	21

第1　はじめに

本準備書面においては、南相馬市が住民に対して一時避難を要請した区域（以下「旧一時避難要請区域」という。）に居住していた1審原告らの精神的損害の評価及びその賠償の考え方について、主張を整理するものである。

1審被告東京電力は、旧一時避難要請区域の住民に対して、その要請の内容や、本件事故後における同区域内の放射線の作用による客観的な状況や社会的な活動の再開状況等を踏まえて、中間指針等に基づき、避難等に係る慰謝料額として、通常の生活費の増加分を合算した上で1人月額10万円を基礎として、平成23年3月から同年9月までを賠償対象期間として算定される70万円を賠償する旨公表しているところ、以下では、旧一時避難要請区域の住民に対して、1審被告東京電力が中間指針等に基づいて賠償する旨を公表しているかかる慰謝料額の合理性ないし相当性について改めて整理して論ずる。

具体的には、旧一時避難要請区域の住民の被侵害利益について概括し（第2）、被害の実情を基礎付ける諸事情を検討した上で（第3）、旧一時避難要請区域の住民の精神的損害の相当な賠償対象期間及び慰謝料額についての1審被告東京電力の主張を整理することとする（第4）。

第2 旧一時避難要請区域の住民に係る被侵害利益

1 旧一時避難要請区域における要請の内容、対象範囲及び対象期間について

旧一時避難要請区域は、南相馬市が平成23年3月16日に、市民の生活の安全確保等を理由として、原災法に基づくものではなく、南相馬市の独自の判断に基づいて、南相馬市の住民に対して一時避難を要請した区域であり、同年4月22日に緊急時避難準備区域、警戒区域又は計画的避難区域のいずれにも指定されなかった南相馬市内の区域（具体的には、南相馬市の本件原発から半径30キロメートル圏外で、かつ計画的避難区域に指定されなかった区域）がこれに該当する。

旧一時避難要請区域は、そもそも政府による指示の対象とはなっておらず、あくまで南相馬市の判断による一時避難が要請された区域であり、その要請も避難を強制するものではなく、また、平成23年3月16日から約40日が経過した同年4月22日には帰宅を許容するとの見解が示されている（丙A2の8頁参照）。

2 被侵害利益の内容

旧一時避難要請区域の住民については、自治体による任意の避難要請の対象とされたものであり、避難を強制されたものではないが、本件事故後の状況の下で、上記要請の対象となったことに基づき、本件事故時の住所地において少なくとも通常どおり滞在することには危険が伴うと考えて、滞在による放射線被ばくの恐怖や不安から、各人の判断に基づき任意に避難を選択することも平均的・一般的な人を基準としてやむを得ないと考えられる状況はあったものと考えられる。

したがって、南相馬市による一時避難の要請の対象となった住民が、本件事故後の当該状況の下で任意に避難し、その結果として、平穏な日常生活を送る

ことを妨げられ、避難生活における精神的苦痛を被ったことについては、賠償すべき精神的損害に当たると解し得る。

しかしながら、他方で、後述するとおり、南相馬市による一時避難の要請については、住民に対する避難を強制したものではなく、また、その要請は平成23年4月22日には解除されており、その対象期間は約40日間と短期間にとどまっていること、実際にも多数の住民が避難せずに滞在を継続したことなど、住民の意思にかかわらず避難を長期間にわたって強制された避難指示区域内の住民らとは大きく異なる事情が認められる。

このため、1審被告東京電力においては、このような旧一時避難要請区域の住民が本件事故後に置かれていた状況に基づき、中間指針等を踏まえて、旧一時避難要請区域の住民に対して、本件事故発生後から平成23年9月末までの期間を対象として1人月額10万円を基礎額として、1人当たり合計70万円の慰謝料額を賠償する旨を公表しているものであるところ、以下では、旧一時避難要請区域の被害の実情も踏まえて、旧一時避難要請区域の住民である1審原告らに認められるべき相当な慰謝料額は、同額を超えるものでないことを明らかにすることとする。

第3 旧一時避難要請区域の住民に係る精神的損害の賠償対象期間及び慰謝料額を検討する上で基礎となる事情について

1 南相馬市の要請に基づく生活の平穏への侵襲の程度 ー 強制的な避難指示の対象となった住民との比較 ー

旧一時避難要請区域の住民の精神的損害の賠償対象期間及び慰謝料額について検討する上では、当該住民らに対して、南相馬市による一時避難要請によつて、住民らが生活の平穏を送ることに対するいかなる侵害や侵襲があったかを検討の出発点とすることが相當であるところ、上記のとおりの被侵害利益の把

握を前提としても、旧一時避難要請区域の住民らに対する生活の平穏への侵襲の程度については以下の諸点を指摘でき、政府指示に基づいて長期間にわたつて避難を強制された区域の住民とは相違点があることに留意する必要がある。

(1) 避難を強制されたものではないこと

旧一時避難要請区域は本件原発からの距離が30キロメートルの圏外であり、かつ平成23年4月22日に計画的避難区域に指定されなかった区域であり、同区域は、そもそも政府指示の対象とはされておらず、南相馬市の独自の判断によって任意の一時避難が要請されたものにとどまり、いずれにしても、避難することが強制された区域ではない。

このため、実際にも、旧一時避難要請区域では、本件事故発生当初の時期においても、相当数の住民が当該区域から避難をせずに、滞在していたという実情にある。

(2) 本件原発からの距離が半径30キロメートル圏外の区域であること

旧一時避難要請区域は、本件原発から半径30キロメートル圏外に位置する南相馬市内の区域であり、強制的な避難の対象となった本件原発から半径20キロメートル圏内の警戒区域と比較して、本件原発からの距離が更に離れている。

(3) 南相馬市による要請の対象期間は約40日であり、本件事故発生当初の時期に限られたものであったこと

旧一時避難要請区域は、そもそも政府による指示の対象ではなく、平成23年4月22日には帰宅を許容するとの見解が南相馬市から示されている。その対象となった期間は本件事故発生後約40日間であり、本件事故発生当初の時期という短期間の時期に限られており、その後は避難等に関する指示

ないし要請の対象となっていない。

(4) 小括

このように、旧一時避難要請区域の住民については、①政府による指示の対象外であること、②南相馬市の独自の判断に基づく要請も避難を強制するものではないこと、③したがって、生活の本拠に居住し続けることは妨げられず、実際にも避難せず居住し続けた者が多数存在していること、④本件原発からの距離が警戒区域の住民に比してより離れていること、⑤南相馬市による要請の期間が本件事故発生当初の時期という短期間に限られており、長期に及んだものではないこと等において、強制的な避難指示の対象となった区域の住民とは、その行動や日常生活に対する制約の程度に歴然とした相違があり、また、空間放射線量の値も低く、放射性物質の飛散や被ばくを懸念する心理の程度に直接影響を及ぼす本件原発との距離という点でも異なっており、総じて本件事故後に置かれた状況に客観的な相違がある。

むしろ、旧一時避難要請区域では避難が強制されておらず、多くの住民が本件事故後も同区域内での生活を継続していたという実情にかんがみれば、その被害の実質は、本件事故後に強制的な避難指示の対象者が置かれていた状況に類似するというよりは、自主的避難等対象者が置かれた状況により近いものであったと評価し得る。

そこで、次項の2以下においては、このような南相馬市による一時避難要請の性質を踏まえつつ、本件事故後における旧一時避難要請区域の客観的な状況を具体的な事実に基づいて整理する。

2 南相馬市の任意の避難要請が終了した平成23年4月22日以降における旧一時避難要請区域の状況について

(1) 空間放射線量の状況

旧一時避難要請区域の大半を南相馬市鹿島区が占めるところ、南相馬市鹿島区の平成23年5月から10月までの毎月1日時点における空間放射線量は下表のとおりとなっている（丙C371の1ないし5（地上1mでの測定値）、丙C326の1）。

単位： $\mu\text{Gy}/\text{h} \approx \mu\text{Sv}/\text{h}$ （マイクログレイ/時間 ≈ マイクロシーベルト/時間）

地点	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日
鹿島区鹿島字広町（鹿島小学校校庭）	0.64	0.70	0.62	0.63	0.10	0.08
鹿島区西町一丁目（鹿島区役所）	0.43	0.40	0.31	0.30	0.29	0.26
鹿島区西町3丁目（かしま保育園園庭）	-	0.61	0.56	0.51	0.17	0.14
鹿島区寺内字迎田（さくらホール駐車場）	0.55	0.63	0.47	0.53	0.49	0.52
鹿島区寺内字落合（鹿島中学校校庭）	0.89	0.91	0.82	0.84	0.11	0.10
鹿島区南屋形字北原（八沢小学校正門）	0.56	0.45	0.36	0.33	0.12	0.11
鹿島区上栃窪字石渕（上栃窪停留所付近）	-	1.28	1.08	0.94	0.92	0.87
鹿島区角川原字前川原（前川原体育館出入り口付近）	-	-	0.33	0.30	0.26	0.24
鹿島区横手字北原田（国道6号線待避所付近）	-	-	0.44	0.39	0.38	0.35
鹿島区山下字田尻（御山橋付近）	-	0.93	0.84	0.78	0.78	0.74
鹿島区浮田字1丁田（上真野小学校校庭）	0.65	0.70	0.60	0.50	0.11	0.10
鹿島区小山田字柿ノ内（大日橋付近）	0.62	0.62	0.55	0.50	0.54	0.50
鹿島区小池字原畑（デイリーヤマザキ鹿島小池店付近）	0.77	0.87	0.71	0.57	0.54	0.51
鹿島区樋原字立目石（立見石橋中央付近）	-	-	0.99	0.93	0.93	0.89

鹿島区樫原字堂平 (樫原公民館付近)	-	-	1.93	1.79	1.79	1.82
鹿島区樫原字百枚(児頭滝橋付近)		2.32	2.00	1.79	-	-
鹿島区樫原字百枚 (山岸停留所付近)	-	-	-	-	1.69	1.55
鹿島区樫原字地蔵木 (坂下橋付近)	-	3.64	3.31	2.98	2.82	2.84

このうち、鹿島区樫原については、その一部が、20mSv/y以上の追加被ばく線量が見込まれるとして、平成23年10月1日より前である平成23年7月21日には1地点・1世帯が、同年8月3日には1地点・2世帯が、特定避難勧奨地点に設定されていること、旧一時避難要請区域旧居住者は、樫原の空間線量率が比較的高いからこそ、特定避難勧奨地点に指定されていると認識しているものと考えられること、樫原付近に居住していた1審原告らはいないこと、したがって、原判決が指摘する樫原字地蔵木（坂下橋付近）の放射線量をもって、旧一時避難要請区域の旧居住者が一般に放射線被ばくに対する合理的不安を抱いていたとも考えられないことは、一審被告東京電力の控訴理由書70～75頁で述べたとおりである。

そして、こうした事情がある鹿島区樫原を除けば、南相馬市鹿島区の空間放射線量は、政府による避難指示の基準である年間20ミリシーベルト(3.8マイクロシーベルト／時に相当)の水準を大きく下回っており、時間の経過に伴いさらに低減している状況にある。

(2) 社会的活動の状況

旧一時避難要請区域の大半を占める南相馬市鹿島区においては、政府による避難指示の対象とならず、空間放射線量も比較的低いことから、本件事故又は地震・津波による避難者、転入者を受け入れており、平成23年3月11日時点の人口が1万1603人であったのに対して、平成27年10月29日時点では1万3443人となっており、むしろ、1840人の人口増と

なっている（丙C82）。また、平成23年4月22日から鹿島区内の小中学校施設等では学校が再開されており、鹿島小学校及び鹿島中学校に仮設校舎を設置して、同市内の避難指示区域内（小高区等）等からの児童・生徒を受け入れている。

- 新聞報道においても活動の再開状況等を確認することができ、例えば、
- ア 4月11日に鹿島区で仮設住宅260戸の建設が始まった（丙C372・1枚目）。
- イ 4月14日には、同月22日に鹿島区内の小中学校や体育館など公共施設7か所で授業を再開すること、5月6日から鹿島区の2保育園が臨時開園することなどが報じられた（同2枚目）。
- ウ 5月6日に鹿島区内6か所で保育園と放課後児童クラブが再開し、このうち、かしま保育園には約120人が通園し、同日、これらの保育園には約170人、放課後児童クラブには約60人が訪れた（同3枚目）。
- エ 5月15日にJAそうま鹿島総合支店前で鹿島区種苗市が開かれた（同4枚目）。
- オ 6月1日に鹿島区の鹿島幼稚園と上真野幼稚園が再開し、合わせて140人の園児が通園した（同5枚目）。
- カ 6月3日には、鹿島区にある相馬地方唯一のゴルフ場である鹿島カントリー倶楽部が同月4日に仮オープンすることなどが報じられた（同6枚目）。
- キ 6月14日には、鹿島区で学んでいる南相馬市内の全小中学生の給食が、二学期より、それまでの炊き出し給食から完全給食に戻ること、市教委が原発から半径20～30キロメートル圏内の学校調理室の利用が可能なことを確認し、完全給食の準備に入っていることなどが報じられた（同7枚目）。
- ク 6月17日に鹿島区の八沢小学校で放射線を学ぶ出前授業と保護者説明会が開かれた（同8枚目）。

ケ 6月29日に鹿島区野馬追執行委員会が例年通りの野馬追行事執行を確認した（同9枚目）。

コ 7月31日には、「681地点 年間20ミリシーベルト超なし」として南相馬市内の放射線モニタリング結果が報じられた（同10枚目）。

サ 8月6日に鹿島区の認知症高齢者グループホームでにぎやかに夏祭りが開かれ、同月7日に鹿島農村環境改善センターでなつやすみ「もとまつりかえっこバザール」が開かれ、多くの子どもたちがおもちゃと触れ合い、遊びを体験した（同11枚目）。

シ 8月11日に鹿島区の真野川河川敷などで東日本大震災による犠牲者の追悼と復興に関するイベントが開催され、約2000発の花火が打ち上げられたほか、灯籠流しも行われた（同12枚目）。

ス 8月14日に鹿島区の浮田多目的集会所でにぎやかに夏祭り大会が開かれた（同13枚目）。

セ 8月20日に鹿島区の万葉ふれあいセンター前駐車場で「動物ふれあい広場」が開かれ、多くの家族連れが動物に触れるなどして楽しんだ（同14枚目）。

ソ 8月20日に、鹿島区内2か所の特別養護老人ホーム及びグループホームにおいて、にぎやかに納涼祭が開かれ、利用者約90人のほか家族や市民が大勢詰め掛けた（同15枚目）。

タ 8月21日には、前述した鹿島幼稚園と上真野幼稚園に加えて、9月1日より鹿島区の八沢幼稚園も臨時開園する見込みとなった（同16枚目）。

チ 8月25日には、南相馬市内の小中学校に在籍する児童が一学期末で2350人であったのに対し、二学期からは約2580人が通学を予定しており、約230人増加することが同月24日までに分かったこと、鹿島小学校と鹿島中学校の校庭には2階建ての仮設校舎の建設も予定されていること、給食は完全給食を実施することなどが報じられている（同17枚目）。

ツ 8月28日に鹿島小学校の校庭で「きばっぺ東北　ざ・祭り」が行われ、多くの子どもたちがステージで披露される歌やダンスを楽しんだ（同18枚目）。

テ 9月4日には、同月1日に鹿島区の八沢幼稚園が臨時開園したこと、同日の園児は39人であり、同月5日からは園児が45人に増えることなどが報じられた（同19枚目）。

（3）新聞報道による情報提供の状況

本件事故発生直後から平成23年4月22日頃までにかけて、本件事故の状況や福島県内の空間放射線量の状況は日々報道されており、空間放射線量が時間の経過に伴い低減していることや放射線被ばくと健康影響に関する科学的な知見についても繰り返し報じられ、冷静な対応が呼びかけられている（丙C339、丙C340の1～3、丙C341）。

そして、南相馬市による要請が解除された平成23年4月22日頃以降においても、以下のとおり、引き続き放射線に関する情報提供が継続されている（丙C373）。

ア 5月18日には、環境省が福島県沿岸部と中央部にある114か所の仮置き場に集められた震災がれきを調査した結果、高い汚染レベルは確認されず、周辺住民への健康影響もないと考えられることを発表したことが報じられている（同1枚目）。

イ 7月14日には、福島県放射線健康リスク管理アドバイザーを務める長崎大学の山下俊一教授が「自主避難は経済的問題も含めさまざまなりスクがある。覚悟が要る。避難には慎重になってほしい」として、引き続き冷静な対応を呼びかけていることが報じられている（同2枚目）。

ウ また、同日には、本件事故後に食品の暫定基準値を超える肉用牛6頭分が流通し消費された事案について、そのような肉を数回程度食べても健康に影

影響はないこと、基準値はその数値の放射性物質を含む食品を一年間毎日、平均的な量を食べ続けても影響が出ないとする目安であることなどが報じられている（同3枚目）。

エ 8月11日には、「放射性物質 最新情報を紹介」との見出しで複数の専門家による解説が報じられており、チェルノブイリ原発事故では周辺地域で甲状腺がん以外のがん発症の増加や胎児への影響が科学的に証明されていないこと、白血病の増加も認められていないこと（以上につき、高村昇教授）、放射線は原発事故とは無関係に身の回りに存在しており世界平均で2.4ミリシーベルトの放射線を受けること、100ミリシーベルト未満では統計的にがんの発症リスクは確認できず、あるとしてもあまりにも小さいリスクであること、他方で、放射線防護の立場からは安全性を考慮して100ミリシーベルト以下でもがんのリスクがあると仮定して防護策を講じる考え方を取っていること、このリスクを仮定した上で20ミリシーベルトのリスクを推定するとがん死亡のリスクは1.01倍になるが、これは生活習慣などの違いで生じる各都道府県間のがん死亡の差異よりも小さいこと（以上につき、神谷研二教授）、100ミリシーベルトでがん発症のリスクは1.06倍といわれており、肝炎ウイルス、アスベスト、喫煙、ピロリ菌など他のがん発症要因でのリスクが5倍又は10倍とされているのに比べても低いこと（以上につき、国立がん研究センターの祖父江友孝氏）などの知見が紹介されている。併せて、「子どもが下痢や鼻血 低線量で影響、ありえない」、「避難を、どう考えるべきか 効果、不利益 総合的判断を」として講演後の質疑応答の内容も紹介されている（同4枚目）。

オ 8月23日には、「安全、危険 見極めよう」との見出しで、放射線の健康影響に関する松本義久准教授の解説記事が掲載されており、20ミリシーベルト程度の線量では発がんリスクがあっても極めて小さいことなどが紹介されている（同5枚目）。

カ 9月13日には、同月11日及び12日に福島市で世界14カ国・2国際機関の放射線医学や放射線防護学の専門家による国際会議が開かれ、県民の放射線被ばくの健康リスクは低いとの見解が相次いだこと、他方で県民に不安が広がっている現状を踏まえて「科学者や医療関係者は、放射線の影響を住民に説明するのに最大限努力する必要がある。リスクの評価や、政策決定では透明性が不可欠」とする提言をまとめたことなどが報じられている（同6枚目）。

キ また、同日には、県民健康管理調査を先行的に受けた浪江、飯舘、川俣など11市町村の住民3373人について全員が健康に影響が及ぶ数値ではなかったことが報じられている（同7枚目）。

ク 9月18日には、胎児への影響を心配する必要がない旨の大野和子教授の解説、食品の暫定基準値の厳格化が検討されていることや暫定基準値に関する甲斐倫明教授の解説などが紹介されている（同8～9枚目）。

（4）健康調査の結果

ア ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の結果

福島県が実施する県民健康調査では、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査が実施されている。

南相馬市（全区域）については、平成30年7月までの累計で4211人（男性2084人、女性2127人）が検査を受けたが、預託実効線量が1ミリシーベルト以上の被検査者はおらず、全員について、預託実効線量は健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ている（丙C367）。

イ 県民健康調査による外部被ばく線量推計結果

同じく福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、東日本大震災後4か月間（放射線の空間線量が最も高かった時期）の

外部被ばくの積算線量は、調査対象となった南相馬市民（全区域）2万6001人について、1ミリシーベルト未満が1万9117人、1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満が6221人となっており、99.9パーセント超の対象者が5ミリシーベルト未満である。

疫学調査により100ミリシーベルト以下の明らかな健康への影響が確認されていないことから、4か月間の外部被ばく線量推計値ではあるが、「放射線による健康被害があるとは考えにくい」と評価されている（丙C368）。

第4 旧一時避難要請区域の住民に係る精神的損害の賠償対象期間及び慰謝料額

1 中間指針の考え方

（1）慰謝料額

中間指針は、旧一時避難要請区域の住民の精神的損害として1人月額10万円とする指針を示している（丙A2・17～19頁）。

（2）賠償終期

中間指針は、「避難費用」に関する指針において、旧一時避難要請区域に関して、「同日（引用者注：平成23年4月22日）から相当期間経過後は、賠償の対象とならない。この相当期間は、これらの区域における公共施設の復旧状況等を踏まえ、解除等期日から住居に戻るまでに通常必要となると思われる準備期間を考慮し、平成23年7月末までを目安とする。但し、これらの区域に所在する学校等に通っていた児童・生徒等が避難を余儀なくされている場合は、平成23年8月末までを目安とする」としている（丙A2・14頁）。

2 1審被告東京電力の賠償の考え方

1審被告東京電力は、旧一時避難要請区域の住民に関し、上記中間指針も踏まえて、平成23年3月から同年9月までの7か月間について、1人月額10万円（ただし、避難所等での避難がある月については月額12万円），合計70万円を基本とする避難等に係る精神的損害の賠償を行う旨公表している（丙C20）。

3 賠償対象期間の検討

前記第3で述べたような諸事情を踏まえて、旧一時避難要請区域の住民の精神的損害の賠償対象期間について検討するに、

ア 南相馬市の独自の判断に基づく任意の避難要請内容は、政府による指示対象ではない中で、南相馬市の独自の判断に基づき、任意の一時避難が要請されたというものであり、住民が避難を強制されたという状況ではなく、実際に相当数の住民が滞在・生活を継続していること

イかかる要請は、平成23年4月22日に解除され、その期間は本件事故後発生当初の時期である約40日という短期間に限られており、その後、旧一時避難要請区域は、避難等の指示の対象となっていないこと

ウ 平成23年4月22日以降、旧一時避難要請区域では学校やインフラの復旧がなされており、社会的活動も再開され、そこでの生活状況も落ち着きを取り戻していること

エ 平成23年4月22日以降においても、旧一時避難要請区域を含む強制的な避難指示の対象となっていない区域に滞在して生活することについての健康影響に関する情報提供が継続的になされており、実際にも空間放射線量の状況は政府による避難指示の基準である年間20ミリシーベルトを大きく下回っており、同区域に滞在して生活することに支障はなく、避難していたとしても旧一時避難要請区域に帰還することに支障はないこと（本件事故直後

から同日頃までの情報提供の内容については丙C339ないし341)

からすれば、旧一時避難要請区域の住民に関する平穏な生活を送る利益に対する侵害の程度は、他の避難指示等対象区域とは大きく異なり、平成23年4月22日以後速やかに本件事故前の状態と大きく変わらない状態にまで回復したものと考えられる。

また、

オ 旧一時避難要請区域から避難した者においても、その後の状況を踏まえて帰還するために必要な準備期間も一定期間を要すると考えられることなどの事情が認められ、これらを考慮すれば、旧一時避難要請区域の住民に対して本件事故の影響による生活の平穏に対する相当程度の侵害状態が継続していたものとして本件事故による精神的損害を基礎付けると解される期間（賠償対象期間）としては、中間指針も示しているとおり、平成23年7月末又は児童・生徒等がいる場合には同年8月末までと解することが十分に合理的であること

カ 旧一時避難要請区域に近接し、本件原発からの距離が半径20～30キロメートルと旧一時避難要請区域より短い、平成23年4月22日以降も政府指示が継続されていた緊急時避難準備区域についても、原子炉施設の安全性及び空間放射線量率等の観点から原子力災害対策本部によって安全性が確認され、その後、同区域内において復興計画が策定されインフラ復旧の目処が立ったことから、同年9月末には緊急時避難準備区域の指定が解除されるに至っており、同月末を超えて、旧一時避難要請区域の住民の法的に保護された利益の侵害状態が継続していると評価することはできないこと

からすれば、旧一時避難要請区域の住民に対する精神的損害の賠償対象期間は、中間指針が示す期間を超えて1審被告東京電力が公表しているとおり、遅くとも平成23年9月末を超えるものではない。

4 慰謝料額の検討

(1) 1人当たり70万円を超えるものではないこと

前記のとおり、旧一時避難要請区域においては政府による指示ではなく、南相馬市の独自の判断に基づく要請にとどまるものであり、かかる要請による日常生活への侵襲の程度は政府指示によって強制的な避難を余儀なくされた避難者と比して大きなものであるとはいえない。また、かかる要請は本件事故発生から約40日後である平成23年4月22日には解除されており、その対象期間は避難指示区域に比しても短期間にとどまるものであった。

そのような中で、1審被告東京電力においては、中間指針等に基づき、旧一時避難要請区域の住民に対しても、強制的に避難指示の対象となった住民と同額の1人月額10万円という慰謝料の基礎額に基づいて、南相馬市による要請の解除後においてもこれを減額することなく、平成23年9月末まで継続して賠償するとしているものであり（1人当たり70万円、4人家族であれば世帯として280万円の慰謝料額となる。），前述のとおりの本件事故後の旧一時避難要請区域の客観的な状況や社会的活動の状況を合わせて考慮しても、かかる慰謝料額は、旧一時避難要請区域の住民であった1審原告らの本件事故と相当因果関係のある精神的苦痛を十分慰謝するに足りるものである。

そして、避難等対象者に対する中間指針等の定める避難に係る慰謝料は、指針が、裁判外で「自主的な紛争解決」の機能を果たすことが求められるとの帰結として、自ずから多数の被害者が満足し得る賠償水準として設定されざるを得ず、少なくとも平均的・中間的な精神的苦痛を下回らない水準を念頭に定められる傾向があるものと推認されるのであって、本件事故により避難等対象者に広く通常生じ得る被害状況に基づく精神的苦痛を類型的・包括的に考慮し、①平穏な日常生活の喪失、②自宅に帰れない苦痛、③避難生活の不便さ、④先の見通しがつかない不安などを広く対象として定められた

ものであり、「最低限の賠償額」を示したものなどではなく、本来であれば個々人の事情によって賠償額には差異が生じうるところ、広く一般に生じると考えられる要素を評価して、多数の被害者の精神的苦痛を慰謝し得る水準として慰謝料額の指針が示されているものと考えられるのである。

したがって、前述のとおりの旧一時避難要請区域の住民が置かれていた状況やその後の活動に対する制約の程度、社会的活動の状況や中間指針等の上記性格を踏まえて検討しても、旧一時避難要請区域の住民である1審原告らに認められるべき相当な慰謝料額は、1人当たり70万円を超えるものではないというべきである。

(2) 参考となる裁判例

前述のとおり、旧一時避難要請区域は本件原発から半径30キロメートル圏外の地域であり、この点で本件原発から半径30キロメートル圏外の自主的避難等対象区域と異ならず、約40日にわたる自治体の避難要請の有無という点で両者は異なるものの、旧一時避難要請区域についても、南相馬市による要請が解除された平成23年4月22日以降は自主的避難等対象区域と同様に政府による指示等の対象とはなっていない。

この点、自主的避難等対象区域の住民の精神的損害に関する裁判例としては、本件事故当時福島県いわき市（自主的避難等対象区域）に居住していた原告が本件事故により平成23年3月12日に横浜市に自主的避難をし、同年4月15日にいわき市に帰宅した事案（避難期間35日）において、原告が1審被告東京電力に対して精神的損害として136万円の賠償を求めたのに対して、中間指針追補に基づく精神的損害（自主的避難等対象者に対する賠償額8万円のうちの半額である4万円を精神的損害の賠償金に相当するものと認定。支払済み。）を超える慰謝料を認めることはできないとして、請求を棄却した裁判例（福島地裁いわき支部平成26年9月10日判決（丙A

35），仙台高裁平成27年1月21日判決（丙A36，確定）が確定しており，かかる事案と旧一時避難要請区域の住民とでは，自体体の避難要請の有無という点での相違があるものの，①その要請内容が強制的な避難を求めるものではなく，あくまで旧一時避難要請区域からの避難は任意であること，②要請の期間も40日間であり，長期間にわたって要請が継続したものでもないこと（上記裁判例では原告による35日間の自主的避難が前提となっている。），③自主的避難等対象区域と同様に本件原発からの距離が30キロメートル以上離れていること，④要請の継続期間中を含め，本件事故後に屋内退避の指示がなされたこともなく，この点においても自主的避難等対象区域と異なることなどに鑑みると，上記裁判例は旧一時避難要請区域の住民にかかる精神的損害の慰謝料額を検討するにあたっても参考となるものであり，上記①ないし③の点及び上記裁判例における4万円という慰謝料額の水準との均衡を考慮しても，旧一時避難要請区域の住民に係る慰謝料額を1人当たり70万円とする1審被告東京電力の賠償水準は，南相馬市から任意の避難を要請されたという事情を最大限考慮した上で提示されているものと評価でき，旧一時避難要請区域の住民に対する慰謝料額が1人当たり70万円を超えるものではないとの1審被告東京電力の主張の合理性を基礎付けるものである。

第5 結語

以上のとおりであり，南相馬市による要請の内容や旧一時避難要請区域内の本件事故後の実情等を踏まえれば，旧一時避難要請区域の住民である1審原告らの精神的損害の賠償については，1人当たり70万円を超えるものではなく，これを超える1審原告らの請求には理由がない。

以上